

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月11日
【四半期会計期間】	第66期第2四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	株式会社ノーリツ
【英訳名】	NORITZ CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼代表執行役員 國井 総一郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区江戸町93番地
【電話番号】	(078)391-3361(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 管理本部長 小関 良之
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区江戸町93番地
【電話番号】	(078)391-3361(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 管理本部長 小関 良之
【縦覧に供する場所】	株式会社ノーリツ東京支店 (東京都新宿区西新宿二丁目6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第2四半期 連結累計期間	第66期 第2四半期 連結累計期間	第65期
会計期間	自平成26年1月1日 至平成26年6月30日	自平成27年1月1日 至平成27年6月30日	自平成26年1月1日 至平成26年12月31日
売上高 (百万円)	107,944	104,763	218,943
経常利益 (百万円)	4,646	1,884	9,439
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,607	815	3,479
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	531	5,656	10,395
純資産額 (百万円)	109,485	123,175	118,244
総資産額 (百万円)	184,989	202,662	206,061
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	33.62	17.06	72.76
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	57.7	58.4	55.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,782	7,513	13,476
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,782	4,173	14,658
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,023	756	2,814
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	32,183	27,145	24,274

回次	第65期 第2四半期 連結会計期間	第66期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日
1株当たり四半期純損失() (円)	16.35	6.97

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融政策等を背景として企業収益や雇用・所得環境の改善がみられるなど緩やかな回復基調で推移しています。しかしながら、個人消費につきましては消費税増税後の停滞傾向からは脱しつつも、物価上昇の懸念や実質賃金の低下など依然として慎重な購買姿勢が続いています。また、海外においても、米国・欧州経済が回復に向かう中、中国の低調な内需動向やギリシャ問題、新興国の経済成長鈍化など不安定な要素を抱え、景気の先行きは不透明な状況下にあります。

国内住宅設備業界におきましては、新設住宅着工戸数は若干ながら回復の兆しはあるものの消費税増税の反動減となった前年並みに推移するなど厳しい環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「Vプラン16」に基づき、国内事業の回復、海外事業の更なる業績拡大に向け、成長事業の育成やコスト競争力の強化などを重点課題として、高効率給湯器やガスビルトインコンロなどの拡販に取り組んでまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は売上高1,047億63百万円（前年同期比2.9%減）となりました。利益面につきましては、営業利益が14億5百万円（同65.1%減）、経常利益が18億84百万円（同59.4%減）、四半期純利益は8億15百万円（同49.3%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

国内事業

当第2四半期連結累計期間の国内事業セグメントは、売上高が776億94百万円（前年同期比11.3%減）、セグメント利益が6億35百万円（同79.3%減）となりました。

温水空調分野では、低迷する国内住宅需要を背景に、給湯器の主力商品「GT-C52シリーズ」を中心に高効率ガス給湯器「エコジョーズ」、高効率石油給湯機「エコフィール」などの潜熱回収型給湯器の拡販に取り組みましたが、高効率給湯器の需要が初めて減少するなど温水機器の販売台数は前年同期を下回りました。

厨房分野では、前年発売したガスビルトインコンロ「スマートコンロ」で好評の次世代グリル「マルチグリル」を搭載した新ブランド「プログレ」を4月に発売しましたが、前年同期を大きく下回った需要を背景に、ガスコンロの販売台数は前年同期を下回りました。

住設システム分野では、2ブランド展開であったシステムキッチンのブランドを新ブランド「レシピア」に刷新し4月に発売しました。ジャストリフォーム対応や当社独自の「ワークL型」などの提案により拡販に取り組みました。また、システムバスにおいても5つの展開であったブランドを「ユパティオ」「ユパティオヒロイ」の2ブランドに集約し7月に発売することを打ち出しました。しかしながら需要低迷によりシステムキッチン・システムバス・洗面化粧台の販売台数は前年を下回りました。

海外事業

当第2四半期連結累計期間の海外事業セグメントは、売上高が321億31百万円（同25.8%増）、セグメント利益が7億69百万円（同18.9%減）となりました。中国では、経済成長が鈍化する中、能率(中国)投資有限公司は、上海市以外の販売エリアでの拡販や新規チャネルで販売したことにより、また、櫻花衛厨(中国)股份有限公司は、レンジフードやガスコンロの新製品などを拡販したことによりそれぞれ売上高が増加しました。米国では、タンク式給湯器の規制改正による駆け込み需要の煽りを受け、瞬間式給湯器の販売が落ち込みましたが、1月から本格発売したガス給湯器「EZTR」が好評を得るなどにより売上高が増加しました。また、前年末に買収した豪州温水機器メーカーDux Manufacturing Limitedを連結に加えたことも売上高増加の一因となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は271億45百万円と前連結会計年度末に比べ28億71百万円の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得た資金は75億13百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益21億29百万円、減価償却費32億91百万円および売上債権の減少額155億74百万円等による資金の増加、仕入債務の減少額97億56百万円および法人税等の支払額8億88百万円等による資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって支出した資金は41億73百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出37億58百万円、有価証券の取得による支出6億23百万円等による資金の減少によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって支出した資金は7億56百万円となりました。これは主に配当金の支払による支出8億12百万円等による資金の減少によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また昭和37年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展にも貢献してまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模を拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いものと自負しております。

今後とも、グループビジョンとして掲げる「新しい幸せを、わかすこと。～人と地球の笑顔に向けて、暮らしの感動を追求するノーリツグループ～」を具現化すべく、環境、安全、快適、健康、美容を柱にお客さま満足の上を目指していき企業グループを目指すとともに、「お湯をわかす会社」から「未来をわかす会社」へと進化することで、さらなる事業の拡大と安定した成長の実現に向けて邁進してまいります。

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も、今後ますます増加するものと思われま。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長い年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社商品・サービスの利用者である国民の皆様利益にも繋がると考えております。

しかし、当社株式の大規模買付者が出現した場合、当社株主の皆様が、当社の企業価値及び具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付行為に応じるか否かの決定・判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模買付行為」について、大規模買付者に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請することにより、当社株主の皆様が適切な判断をしていただくための措置として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を策定し維持することが必要であると考えます。

当社は、大規模買付行為の是非は当社株主の皆様判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した、開かれた経営を進めてまいります。以上のような取組みにより、当社は、今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆様強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会による検討・代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると思われま。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、予め何らかの対応方法を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様委ねられるべきものと考えております。

このように、最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様十分な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間が与えられ

する必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないよう求めることを基本としております。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、当社グループ事業の沿革及び現状に鑑みれば、大規模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。

このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様により適切な判断をしていただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができるといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

なお、対抗措置を発動する手続きを開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、対抗措置の発動を中止することがあります。この場合、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的效果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

本対応方針の有効期間は、平成28年に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で変更されるものとします。

また、当社取締役の任期は1年とされているところ、本対応方針については、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討・討議を行います。

従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止又は変更させることが可能です。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっているため、当社取締役会は本対応方針が高度な合理性を有していると判断しております。

イ) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

ロ) 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、平成25年3月28日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様意思を確認させていただいております。

また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、対抗措置の発動に対する当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。

ハ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、若しくは学識経験者、社外の経営者、又は投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任しております。

二) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

ホ) 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針は、判断の公正さを担保された特別委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、株主総会を開催し対抗措置の発動に対して株主の皆様意思を直接反映することにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止又は変更することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は32億2百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	156,369,000
計	156,369,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	50,797,651	50,797,651	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	50,797,651	50,797,651	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年4月1日 ~ 平成27年6月30日	-	50,797	-	20,167	-	22,956

(6)【大株主の状況】

平成27年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(株)ノーリツ	神戸市中央区江戸町93番地	2,981	5.86
第一生命保険(株)	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,967	5.84
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券(株))	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	2,551	5.02
ノーリツ取引先持株会	神戸市中央区江戸町93番地	2,205	4.34
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2,199	4.33
CBNY - GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行(株))	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	1,984	3.90
ノーリツ従業員持株会	神戸市中央区江戸町93番地	1,357	2.67
太田 敏郎	神戸市東灘区	1,350	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,295	2.54
日本電気硝子(株)	滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号	1,119	2.20
計	-	20,011	39.39

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)の所有株式数は、信託業務に係るものであります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,981,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,753,000	477,530	-
単元未満株式	普通株式 63,351	-	-
発行済株式総数	50,797,651	-	-
総株主の議決権	-	477,530	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ノーリツ	神戸市中央区江戸町93番地	2,981,300	-	2,981,300	5.86
計	-	2,981,300	-	2,981,300	5.86

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,439	27,333
受取手形及び売掛金	60,428	48,355
有価証券	4,932	2,532
たな卸資産	20,544	20,876
その他	7,155	6,782
貸倒引当金	257	215
流動資産合計	114,242	105,664
固定資産		
有形固定資産	38,047	38,322
無形固定資産		
のれん	5,624	5,378
その他	10,257	10,715
無形固定資産合計	15,881	16,093
投資その他の資産		
投資有価証券	31,918	37,397
その他	6,853	5,652
貸倒引当金	882	468
投資その他の資産合計	37,890	42,581
固定資産合計	91,819	96,998
資産合計	206,061	202,662
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,225	35,123
短期借入金	1,800	1,893
未払法人税等	1,197	812
賞与引当金	1,201	885
役員賞与引当金	34	8
製品保証引当金	1,240	1,157
製品事故処理費用引当金	449	54
事業整理損失引当金	854	347
その他	20,035	18,275
流動負債合計	68,039	58,559
固定負債		
役員退職慰労引当金	51	49
製品保証引当金	1,425	1,389
退職給付に係る負債	11,508	11,450
その他	6,792	8,037
固定負債合計	19,777	20,927
負債合計	87,816	79,486

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,167	20,167
資本剰余金	22,956	22,956
利益剰余金	60,583	60,657
自己株式	5,088	5,090
株主資本合計	98,620	98,692
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,162	14,940
繰延ヘッジ損益	991	675
為替換算調整勘定	5,185	5,491
退職給付に係る調整累計額	1,531	1,487
その他の包括利益累計額合計	14,807	19,619
少数株主持分	4,816	4,863
純資産合計	118,244	123,175
負債純資産合計	206,061	202,662

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
売上高	107,944	104,763
売上原価	74,338	70,623
売上総利益	33,605	34,140
販売費及び一般管理費	1 29,581	1 32,734
営業利益	4,023	1,405
営業外収益		
受取利息	158	138
受取配当金	223	238
受取賃貸料	71	60
為替差益	-	163
その他	368	216
営業外収益合計	822	818
営業外費用		
支払利息	15	14
固定資産賃貸費用	50	45
貸倒引当金繰入額	-	123
為替差損	47	-
その他	86	156
営業外費用合計	200	339
経常利益	4,646	1,884
特別利益		
固定資産売却益	55	64
投資有価証券売却益	25	3
負ののれん発生益	-	23
受取保険金	-	492
製品事故処理費用引当金戻入額	-	114
特別利益合計	81	698
特別損失		
固定資産処分損	85	47
減損損失	67	397
関係会社株式評価損	-	9
製品事故処理費用	2 1,944	-
環境対策費用	24	-
特別損失合計	2,122	454
税金等調整前四半期純利益	2,605	2,129
法人税、住民税及び事業税	1,230	565
法人税等調整額	257	815
法人税等合計	972	1,381
少数株主損益調整前四半期純利益	1,632	747
少数株主利益又は少数株主損失()	25	67
四半期純利益	1,607	815

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,632	747
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	571	4,778
繰延ヘッジ損益	156	315
為替換算調整勘定	1,516	402
退職給付に係る調整額	-	43
その他の包括利益合計	1,101	4,909
四半期包括利益	531	5,656
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	698	5,627
少数株主に係る四半期包括利益	167	29

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,605	2,129
減価償却費	3,027	3,291
減損損失	67	397
売上債権の増減額(は増加)	9,072	15,574
たな卸資産の増減額(は増加)	1,225	152
仕入債務の増減額(は減少)	2,686	9,756
製品事故処理費用引当金の増減額(は減少)	1,851	394
法人税等の支払額	1,624	888
その他	1,695	2,687
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,782	7,513
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	53	20
定期預金の払戻による収入	30	-
有価証券の取得による支出	503	623
有価証券の売却及び償還による収入	336	926
有形固定資産の取得による支出	3,748	3,758
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	102
その他	844	799
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,782	4,173
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,267	93
配当金の支払額	717	812
その他	38	37
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,023	756
現金及び現金同等物に係る換算差額	729	287
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,247	2,871
現金及び現金同等物の期首残高	26,936	24,274
現金及び現金同等物の四半期末残高	32,183	27,145

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間において、株式会社エス・ビー・シーの株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が111百万円減少すると共に、利益剰余金が71百万円増加しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)」が公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等が変更となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産が379百万円減少、繰延税金負債が676百万円減少、法人税等調整額が335百万円減少しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
商品及び製品	11,797百万円	11,288百万円
仕掛品	777	650
原材料及び貯蔵品	7,968	8,937

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
従業員給与手当	8,226百万円	8,972百万円
賞与引当金繰入額	659	442
退職給付費用	723	738
製品保証引当金繰入額	546	598

2 浴室暖房乾燥機の自主点検に係るものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年 6月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年 6月30日)
現金及び預金勘定	32,359百万円	27,333百万円
有価証券勘定	1,117	2,532
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	175	188
株式及び償還期間が3ヶ月を超える債券等	1,117	2,532
現金及び現金同等物	32,183	27,145

(株主資本等関係)

前第 2 四半期連結累計期間(自 平成26年 1月 1日 至 平成26年 6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月28日 定時株主総会	普通株式	717	15	平成25年12月31日	平成26年3月31日	利益剰余金

(2) 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年8月5日 取締役会	普通株式	717	15	平成26年6月30日	平成26年9月19日	利益剰余金

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年 6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	812	17	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年8月11日 取締役会	普通株式	765	16	平成27年6月30日	平成27年9月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	国内事業	海外事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	84,665	23,278	107,944	-	107,944
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,912	2,265	5,177	(5,177)	-
計	87,578	25,543	113,122	(5,177)	107,944
セグメント利益	3,074	949	4,023	-	4,023

(注)セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「海外事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては67百万円であります。

当第2四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	国内事業	海外事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	74,668	30,094	104,763	-	104,763
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,026	2,036	5,062	(5,062)	-
計	77,694	32,131	109,825	(5,062)	104,763
セグメント利益	635	769	1,405	-	1,405

(注)セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「国内事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては397百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

「国内事業」セグメントにおいて、株式会社エス・ビー・シーの株式を取得し、新たに連結子会社としました。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては23百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益	33円62銭	17円06銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,607	815
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,607	815
普通株式の期中平均株式数(千株)	47,818	47,816

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成27年8月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....765百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....16円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成27年9月18日

(注) 平成27年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月11日

株式会社ノーリツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 大輔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣野 広行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノーリツの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。